

## 富山市立水橋東部小学校いじめ防止基本方針

### 1 富山市立水橋東部小学校いじめ防止基本方針について

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「富山市立水橋東部小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

#### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

### 2 本校のいじめの実態と課題について

- ・全校児童 41 名という小規模校であるため、全校児童が全て顔見知りであり、異学年との交流も多い。クラス替えがないため人間関係が固定しやすい。
- ・一人一台端末が配付され、低学年から家庭でインターネットを使う機会が多い。インターネットに接続できる携帯ゲーム機やスマートフォンを所持する子供がおり、ゲームや SNS に興味をもつ子供が見られるため、保護者と連携しながらネットモラルに関する指導をしっかりと行う必要がある。
- ・軽はずみな冷やかしかからかい、直接の悪口等のトラブルが時折見られる。早期に発見して対処し、いじめに発展する前に解決する必要がある。言語環境に留意した教育活動に努めなければならない。
- ・小規模校で人間関係が固定している面も強いため、学級での指導や縦割り活動、上・下学年での合同活動等の異学年交流を一層活発にするよう工夫することが必要である。
- ・放課後、なかよし会（児童健全育成事業）やそろばん教室に行く子供が多い。そこでのトラブルが解消されず、翌日や数日後に判明することがある。なかよし会の指導者との連携を図るとともに、担任に相談しやすい関係づくり、声かけをしていく必要がある。

### 3 いじめ問題への対応について

#### (1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実したり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、「いじめをしない、させない、許さない」態度の育成に努める。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる学級経営と集団づくりを進める。
- ・子供がいじめの問題について学び、自らがいじめの防止を訴えるような取組（人権集会、児童会によるほかほか言葉集め等）を推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情が生まれないように、学校の教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

#### (2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記や一台端末等での子供同士の日常のやりとり、個人面談等を通して、アンテナを高く子供たちを見守る。
- ・些細ないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査（心のアンケート、月 1 回実施）や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・なかよし会（児童健全育成事業）と連携を図り、子供の放課後の様子が分かるようにする。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

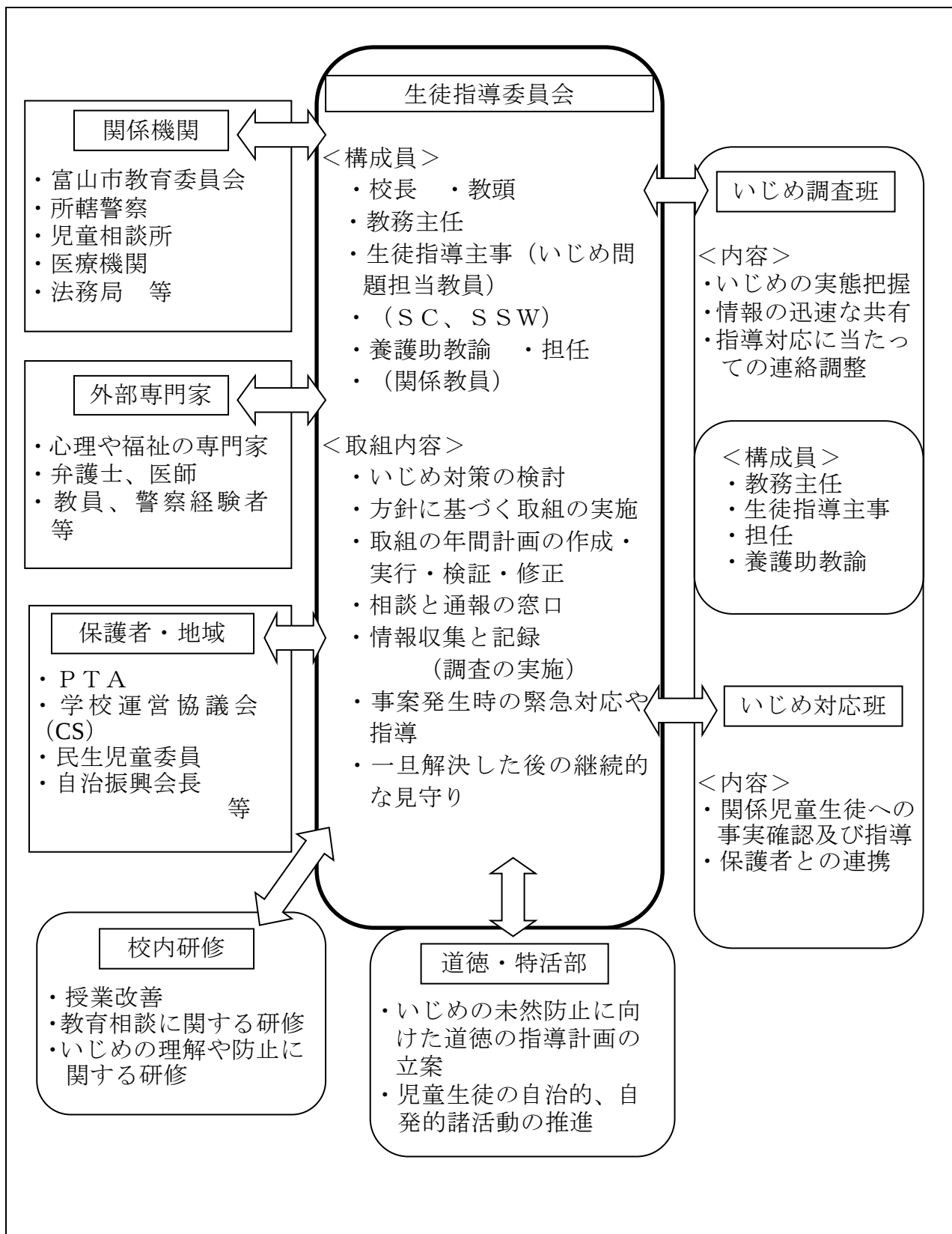
#### (3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。発見者は、すぐに管理職・生徒指導主事に報告する。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり通報を受けたりしたときは、校内の「生徒指導委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ・速やかにいじめの事実の有無を確認し、結果は市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。

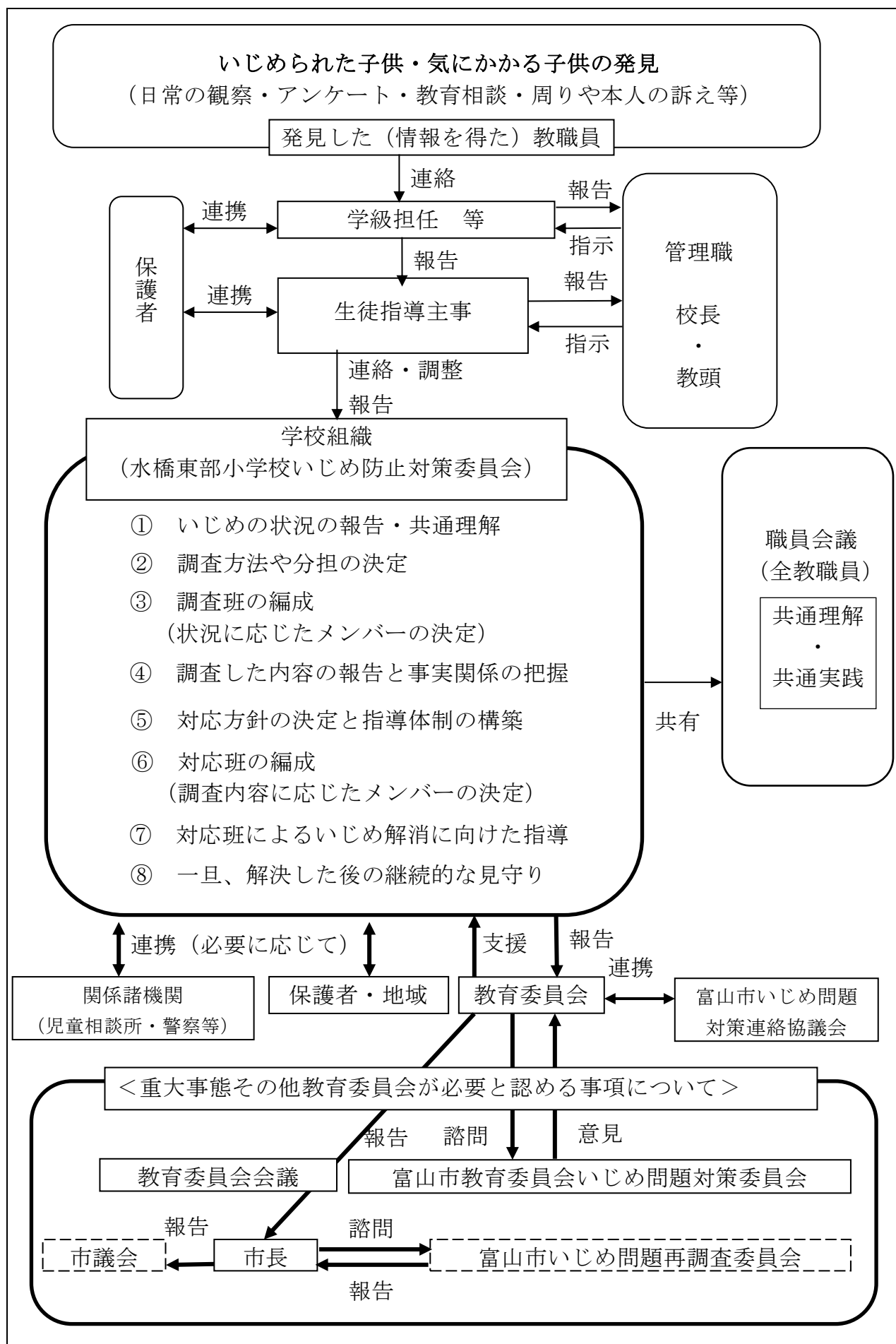
- ・ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行う。
  - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどしていじめられた子供の安全を確保する。
  - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等でいじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。
  - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ・ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
  - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
  - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - ウ いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
  - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
  - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ・ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめを助長することであること、いじめられている子供にとっては見て見ぬふりをしている子供も同様に見えることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



# 【いじめ問題への取組の年間指導計画】

|          |          | 4 月                                             | 5 月                                       | 6 月 | 7 月                                 | 8 月                                             |  |
|----------|----------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----|-------------------------------------|-------------------------------------------------|--|
| 校内委員会等   | 未然防止への取組 | 生徒指導委員会実施①<br>・指導方針<br>・指導計画等<br>※職員会議で共通理解     | 事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施                        |     |                                     | 生徒指導委員会実施②<br>・情報共有<br>・1学期のまとめ<br>・2学期の指導計画の確認 |  |
|          |          |                                                 | PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発                      |     |                                     |                                                 |  |
|          |          |                                                 | 職員会議                                      |     |                                     |                                                 |  |
| 早期発見への取組 | 未然防止への取組 | いじめ実態把握調査                                       | ①学級・学年づくり<br>人間関係づくり<br>(縦割り遠足・運動会・宿泊学習等) |     |                                     | 児童会による未然防止に向けた自治活動                              |  |
|          |          |                                                 |                                           |     |                                     |                                                 |  |
|          |          |                                                 |                                           |     |                                     |                                                 |  |
| 早期発見への取組 | 未然防止への取組 | 心のアンケート                                         |                                           |     |                                     |                                                 |  |
|          |          | 教育相談週間                                          |                                           |     |                                     |                                                 |  |
|          |          | 保護者<br>学校評価アンケート                                |                                           |     |                                     |                                                 |  |
| 9 月      | 10 月     | 11 月                                            | 12 月                                      | 1 月 | 2 月                                 | 3 月                                             |  |
| 校内委員会等   | 未然防止への取組 | 事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施                              |                                           |     | 生徒指導委員会実施④<br>・本年度のまとめ<br>・指導計画の見直し |                                                 |  |
|          |          | 生徒指導委員会実施③<br>・情報共有<br>・2学期のまとめ<br>・3学期の指導計画の確認 |                                           |     |                                     |                                                 |  |
|          |          | ②学級・学年づくり<br>人間関係づくり                            |                                           |     | 道徳科・特別活動計画へ生かす                      |                                                 |  |
| 早期発見への取組 | 未然防止への取組 | 児童会による「人権週間」への取組                                |                                           |     |                                     |                                                 |  |
|          |          | 全校で取り組む表現活動<br>合唱（区域連合音楽会）・なわとび発表会              |                                           |     |                                     |                                                 |  |
|          |          | 心のアンケート                                         |                                           |     |                                     |                                                 |  |
| 早期発見への取組 | 未然防止への取組 | 教育相談週間                                          |                                           |     |                                     |                                                 |  |
|          |          | 保護者<br>学校評価アンケート                                |                                           |     |                                     |                                                 |  |
|          |          | 教育相談週間                                          |                                           |     |                                     |                                                 |  |

#### 4 重大事態への対応について

##### (1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 (年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)  
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があり、これにより上記の疑いがあると認めるとき」

##### (2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明する必要がある事案においては、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。